

令和8年度(2026年度)消費生活モニター募集要領

1 モニターの主な職務

- (1) 生活関連重要商品等の価格動向及び出回り状況の月例調査（毎月10日前後に実施）。
- (2) 商品及びサービスの表示等について調査（年1回程度）。
- (3) アンケートに回答（年1～2回程度）。
- (4) その他必要に応じ、意見等を提出。

2 モニターの資格

次の全てを満たす者とする。

- (1) 消費生活モニター設置要綱及び消費生活モニター運営要領（以下「要領」という。）に同意する者。
- (2) 要領第3に該当する者。

第3 モニターの資格

モニターは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 指定された市町村に居住する満18歳以上（高校生を除く。）の者で、日常、生活のための商品等の購入等を毎月10日前後に店舗等で行っている者
- (2) モニターとして、職務を遂行する意思のある者
- (3) 北海道が主催するモニター研修会に出席できる者

- (3) 別表1「消費生活モニターとして活動いただく際の留意事項」に同意する者。

3 モニターの任期

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 謝礼金

未定（令和7年度実績額 月額 2,000円（年額24,000円））

5 委嘱数

別表2「令和8年度(2026年度)消費生活モニター市町村別配置一覧表」のとおり。